

第 56 期令和 8 年度第 5 回
香川地方最低賃金審議会
会 議 次 第

令和 8 年 8 月 21 日（金）10：00～
高松サンポート合同庁舎北館 7 階
702 会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
- (2) その他

3 閉 会

第 56 期令和 8 年度第 5 回

香川地方最低賃金審議会

資 料 目 次

資料No. 1 香川県最低賃金の改正決定について（答申）（写）

資料No. 2 異議申出書（写）
有限会社 電マーク 代表取締役 中野 裕介

資料No. 3 異議申出書（写）
日本ルースト 株式会社 代表取締役 中野 裕介

資料No. 4 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書（写）
香川県労働組合総連合（香川県労連） 議長 十河 浩二

⑤

令和8年8月5日

香川労働局長

友住 弘 一 郎 殿

香川地方最低賃金審議会

会 長 籠 池 信 宏

香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和8年7月2日付け香労発基 0702 第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月2日発効の香川県最低賃金（時間額970円）は、令和6年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当審議会として、原材料費、エネルギーコスト及び労務費等が上昇する中、賃上げ原資を確保するための価格転嫁や生産性向上が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府において、中小企業・小規模事業者に対して、最低賃金等の引上げに対応する、より一層の実効性のある支援策を講じるとともに、取引適正化等に向けた適切な価格転嫁対策についても更なる取組の強化を強く要望する。特に、労働集約的で人件費率の高い小売・飲食・サービス業などにおいては、販売価格の値上げにより販売減少が生じるなど価格転嫁が困難な状況にあること等から、そうした事業者に対する強力なサポートを求める。

香川県最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1, 092円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 970円
- (3) 発 効 日 令和6年10月2日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和6年度
- (3) 生活保護水準（令和6年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（96,583円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$970\text{円（香川県最低賃金）} \times 173.8\text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.824\text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 138,915\text{円}$$

写

香川労働局長 殿

異議申出書



日 付 : 令和 8 年 8 月 10 日

【申出人】

住 所 : 〒760-0004 香川県高松市西宝町 1-16-13
事業者名 : 有限会社 電マーク
代表者名 : 代表取締役 中野 裕介
電話番号 : 090-9450-3097

最低賃金法第 12 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり異議を申し出ます。

記

1. 異議に係る最低賃金の件名

令和 8 年度 香川県地域別最低賃金の改定答申

2. 公示のあった年月日

令和 8 年 8 月 5 日

3. 異議申出の趣旨

令和 8 年 8 月 5 日に香川地方最低賃金審議会から答申された、香川県地域別最低賃金を時間額 1,092 円（現行から 56 円引き上げ）とし、令和 8 年 10 月 1 日から発効する予定の改定決定について、その引上発効期日の延期を含めた再審議を求める。

4. 異議申出の具体的な理由

(1) 実質 12.5%増という短期間での急激な負担増加について

現行の香川県地域別最低賃金は令和 7 年(2025 年)10 月 18 日を以って時間額 1,036 円であるが、その前の令和 6 年度(2024 年度)における最低賃金は時間額 970 円であった。

令和7年(2025年)10月1日の時点においては、最低賃金額は依然として「970円」であったのに対し、今回の答申通り令和8年(2026年)10月1日に「1,092円」へと引き上げられた場合、事業者が負担する最低賃金額は実質的に「122円」の上昇、率にして12.5%もの急激な増加となる。

このように1年以上の期間をおかず2桁パーセントを超える人件費の暴騰は、通常の事業の賃金支払能力を遥かに超えており、地域中小企業の経営基盤を著しく揺るがすものである。

(2) 前年度の発効日との整合性および準備期間の欠如について

① 前年度発効日との不整合

令和7年度の香川県地域別最低賃金(1,036円)の実際の改正発効日は、「令和7年10月18日」であった。

仮に今回の令和8年度改定が、他県と同様に「令和8年10月1日」を発効日として一律に適用された場合、前回の改定からわずか1年(12ヶ月)が経過していない(約11ヶ月半での)再引き上げになってしまう。

最低賃金は年単位での適切なサイクルと、企業の予算・経営計画の策定期間を考慮して運用されるべきである。前年度の適用が10月18日であったのであれば、1年間の経過を担保するためにも、令和8年度の改定における発行日(発効日)は「令和8年10月18日以降」とするべきである。

② 業務改善助成金の要件・準備期間の欠如による事業者の不利益

また、発効日を10月1日とすることは、国が推進する「業務改善助成金」を活用した企業の自主的な賃上げ努力に対しても、重大な不利益をもたらす。

令和8年度の業務改善助成金においては、賃上げ対象となる労働者の要件として「雇入れ後6か月以上経過している雇用保険被保険者」と厳格に定められている。これに対し、例年9月1日以降に申請受付が開始される同助成金のスケジュールのもとで最低賃金が10月1日に引き上げられると、年度開始である4月1日に新たな労働者を採用し、雇用保険の加入手続きを行った事業者は、10月1日時点で引き上げ前の「雇用保険加入期間6か月」を満たすことができず、要件不足により助成金の対象から除外されてしまう。

これは、政府が掲げる生産性向上と一体となった賃上げの趣旨に逆行するものであり、中小企業に助成金活用機会(準備期間)を与えない拙速な期日設定であり、香川県経済にとっても不利益と言わざるを得ない。

(3) 結論

以上の通り、実質12.5%という過度な賃金上昇負担、および前年発効日(10月18日)との整合性を欠いたスケジュールでの実施は、管轄内の中小企業の存続を危うくし、ひいては労働者の雇止めや雇用の縮小を招く恐れが極めて高い。

したがって、発効日の延期を求めて、強く異議を申し出る。

以上

写

香川労働局長 殿

異議申出書



日 付 : 令和 8 年 8 月 10 日

【申出人】

住 所 : 〒761-0301 高松市林町 2217-44 ネクスト香川 202 号室
事業者名 : 日本ルースト株式会社
代表者名 : 代表取締役 中野 裕介
電話番号 : 090-9450-3097

最低賃金法第 12 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり異議を申し出ます。

記

1. 異議に係る最低賃金の件名

令和 8 年度 香川県地域別最低賃金の改定答申

2. 公示のあった年月日

令和 8 年 8 月 5 日

3. 異議申出の趣旨

令和 8 年 8 月 5 日に香川地方最低賃金審議会から答申された、香川県地域別最低賃金を時間額 1,092 円（現行から 56 円引き上げ）とし、令和 8 年 10 月 1 日から発効する予定の改定決定について、その引上発効期日の延期を含めた再審議を求める。

4. 異議申出の具体的な理由

(1) 実質 12.5%増という短期間での急激な負担増加について

現行の香川県地域別最低賃金は令和 7 年(2025 年)10 月 18 日を以って時間額 1,036 円であるが、その前の令和 6 年度(2024 年度)における最低賃金は時間額 970 円であった。

令和7年(2025年)10月1日の時点においては、最低賃金額は依然として「970円」であったのに対し、今回の答申通り令和8年(2026年)10月1日に「1,092円」へと引き上げられた場合、事業者が負担する最低賃金額は実質的に「122円」の上昇、率にして12.5%もの急激な増加となる。

このように1年以上の期間をおかず2桁パーセントを超える人件費の暴騰は、通常の事業の賃金支払能力を遥かに超えており、地域中小企業の経営基盤を著しく揺るがすものである。

(2) 前年度の発効日との整合性および準備期間の欠如について

① 前年度発効日との不整合

令和7年度の香川県地域別最低賃金(1,036円)の実際の改正発効日は、「令和7年10月18日」であった。

仮に今回の令和8年度改定が、他県と同様に「令和8年10月1日」を発効日として一律に適用された場合、前回の改定からわずか1年(12ヶ月)が経過していない(約11ヶ月半での)再引き上げになってしまう。

最低賃金は年単位での適切なサイクルと、企業の予算・経営計画の策定期間を考慮して運用されるべきである。前年度の適用が10月18日であったのであれば、1年間の経過を担保するためにも、令和8年度の改定における発行日(発効日)は「令和8年10月18日以降」とするべきである。

② 業務改善助成金の要件・準備期間の欠如による事業者の不利益

また、発効日を10月1日とすることは、国が推進する「業務改善助成金」を活用した企業の自主的な賃上げ努力に対しても、重大な不利益をもたらす。

令和8年度の業務改善助成金においては、賃上げ対象となる労働者の要件として「雇入れ後6か月以上経過している雇用保険被保険者」と厳格に定められている。これに対し、例年9月1日以降に申請受付が開始される同助成金のスケジュールのもとで最低賃金が10月1日に引き上げられると、年度開始である4月1日に新たな労働者を採用し、雇用保険の加入手続きを行った事業者は、10月1日時点で引き上げ前の「雇用保険加入期間6か月」を満たすことができず、要件不足により助成金の対象から除外されてしまう。

これは、政府が掲げる生産性向上と一体となった賃上げの趣旨に逆行するものであり、中小企業に助成金活用機会(準備期間)を与えない拙速な期日設定であり、香川県経済にとっても不利益と言わざるを得ない。

(3) 結論

以上の通り、実質12.5%という過度な賃金上昇負担、および前年発効日(10月18日)との整合性を欠いたスケジュールでの実施は、管轄内の中小企業の存続を危うくし、ひいては労働者の雇止めや雇用の縮小を招く恐れが極めて高い。

したがって、発効日の延期を求めて、強く異議を申し出る。

以上



2026年8月17日

香川労働局

局長 友住 弘一郎 様

香川地方最低賃金審議会

会長 籠池 信宏 様



香川県労働組合総連合（香川県労連）

議長 十河 浩二



香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書

【一般の方が知ることができる最低賃金改定の答申の決定経過】

香川地方最低賃金の改定に関する実質審議は、7月31日の第2回香川地方最低賃金審議会
で中央最賃審議会の目安が伝えられてから始まりました。その後、8月5日迄の5日間で、5
回の専門部会が開かれましたが、労・使双方の引上改定額の意見が一致できず、公益委員が改
定額(+56円)を提案し、賛否を採決する中で、反対3(労働者委員)、賛成5(使用者委員3、公
益委員2)の賛成多数となり、公益委員提案の改定額1092円(昨年額1036円+引上額56円)を
審議会へ報告し、審議会でも専門部会の報告とおりの改定額1092円で答申を決定しました。

今年の最賃改定の答申額は、香川県労連の昨年の意義申出書で「最賃引上率(額)が、物価高
騰が始まった令和3年(2021年)6.7月以降の香川県消費者物価指数上昇率(食料)にも、追い付
いていない。」との指摘に対応した「答申額」を出されたことは、大きな前進と言えます。

【改定額答申に関する異議の理由概要】

しかし、審議会の採決で決定された改定答申額(改定額1092円、引上額+56円)が、物価高
騰に追い付く最低賃金改定額になったことは評価しますが、①最低賃金改定額に考慮した「3
要素」はどのデータを用いたのか不明であること。②地域間格差を縮める検討がされたのか不
明であること。③改定額答申の付帯意見は、政府への要請だけで、地方自治体への要請は含ま
れていない。など、香川県労連としては、意義を提出せざるを得ない状況です。

ついては、2026年8月5日に答申された香川地方最低賃金審議会の改定答申案について、最
低賃金法第10条、同法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき、異議を申し
出て、改定額と付帯する意見などを再審議していただけるよう強く要請するものです。

記

【最低賃金審議会の答申に対する異議内容】

1. 物価高騰(食料品)に追い付く最低賃金改定額は一定評価。

私たち香川県労連は、今年の意義申出書において、昨年の香川地方最低賃金改定額が、物価
高騰が始まった令和3年(2021年)6.7月以降の香川県消費者物価指数の上昇率(食料)にも、追
い付いていない。と指摘しましたが、今年の改定額(1,092円)を香川県消費者物価指数の上昇
率(食料)変化を反映した最賃額試算(表-1)と比較すると、物価指数(食料)の変化には、やっ
と追い付くことが出来ました。

しかし、低賃金で働く労働者の生計を維持するために、近年の物価高騰に対応する最低限の補償として「食料」の物価指数に対応するよう求めたものです。最低賃金法第9条の2で定める「地域における労働者の生計費」に対応しているとは言えません。

表－１ 2021年6月以降の香川県(高松市)消費者物価指数変化率と最賃引上額(率)の経年変化

比較期間	香川県物価指数の期間別指数変化		改定年	最賃改定額の実績変化			物価指数(食料)の期間別変化率の最賃額の試算		
	総合指数	食料指数		最賃額(円)	引上額(円)	引上率	上昇率	引上額(円)	改定額(円)
2020年平均を100した各月の変化率	100	100	2019	818	—	—	—	—	818
			2020	820	2	0.24%	—	2	820
2020年6月-2021年6月	-0.7	0.3%	2021	848	28	3.41%	—	28	848
2021年6月-2022年6月	2.0	3.8	2022	878	30	3.54%	3.8%	32	880
2022年6月-2023年6月	3.3	8.0	2023	918	40	4.56%	8.0%	70	950
2023年6月-2024年6月	3.4	5.8	2024	970	52	5.66%	5.8%	55	1,005
2024年6月-2025年6月	2.8	6.2	2025	1,036	66	6.80%	6.2%	62	1,067
2025年6月-2026年6月	1.4	2.3	2026	1,092	56	5.41%	2.3%	25	1,092

注1) 消費者物価指数は、毎月の香川県(高松市)消費者物価指数の変化を用いた。

注2) 近年の物価高騰が始まったのは、消費者物価指数から見て2021年6月であり、それ以降の食料物価指数の変化と最低賃金改定額を比較した。

注3) 毎年の最低賃金改定時期(8月末)に発表される物価指数は6月時点の数値であり、毎年6月時点の物価指数の過去1年間の変化をもとに、引上げ額を算出し2022年以降の改定額を試算した。

注4) 香川県発表の消費者物価指数は、高松市の消費者物価指数であり、2020年の平均指数を100として、月毎の変化率を発表している。

2. 改定額の「3要素」は、どのようなデータを用いて検討したのか。

私たちは、今年7月21日の第2回審議会でも意見陳述したとおり、全国一律の最低賃金制度を求めています。その根拠として全労連と地方組織が、全国29都道府県で5万人以上の労働者が協力し“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」を行い、そのデータを表－2として添付しています(本資料にも表－2で添付)。

全労連の「最低生計費試算調査」は、連合の「リビングウェッジ」のように埼玉で実施したマーケットバスケット方式の試算結果を、各地方の「地域別物価指数」で変換するものではありません。調査した地方毎に”マーケットバスケット方式”で、調査時点の商品販売価格を調査し反映しているので、地域別の物価変動は考慮済みのデータになります。

本来は、香川県でも調査したいのですが、香川県労連では信頼できる統計値(最低100人分)を集めることができないため、香川県の資料は14年前のデータしかありません。

しかし、現時点で、全国各地で調査した「最低生計費試算調査」を時給換算すると、1700円以上が必要になっており、香川県の最低生計費も時給換算で1700円以上にすべきだというのが、私たちの主張です。

香川地方最低賃金審議会・専門部会の審議において、信頼できる「香川地域の労働者の生計費」は、どのような値を検討に用いたのか。また、「香川地域の労働者の賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」は、どのようなデータをもちいて、どのように検討して改定額を出されたのか。是非とも、お聞かせ願いたい。

2. 地域間格差を縮める考慮はされたのか。

今年の答申額が示された地方は、8月14日時点で、24/47都道府県ですが、中央最賃審議会の目安額以上に引き上げた地域は、Aランクで3(埼玉、千葉、愛知)/6地方、Bランク68

み(宮城、栃木、群馬、新潟、石川、福井、岡山、福岡)/28地方、Cランク1(鳥取、)/13地方となりました。また、引上げ最高額は宮城県・鳥取県の60円となっています。これらの地域は、地域間格差を縮めたいと考えた結果ではないでしょうか。

今年7月21日の第2回審議会の意見陳情で、連合香川の方から「賃金の低い地方から高い地方へ労働者・労働力の流出が続いている」「中小・零細企業の事業存続の厳しさに拍車をかけている」との意見もありました。香川県労連も同様の意見を述べさせていただきました。香川県から最低賃金高額地域(都市部)への人口流出は変わっていませんが、近年の状況は、若干変化しているようです。詳しくは、5〜7ページの【香川県の人口動態の推移】に記載していますが、香川県の労働者人口の確保のためには、最低賃金も含めた賃金の地域間格差を縮めることが最低条件だと考えます。

私たちは、労働者人口の動態推移も考慮した地域間格差を縮める検討も付加して、香川地方最低賃金改定の答申額を再度検討し直すことを要望します。

3. 政府への要望だけでなく、香川県内自治体への要望も追加した答申文を再検討してください。

2026年8月5日付け「香川県最低賃金の改定決定について(答申)」のなかには、「当審議会として、原材料費、エネルギーコスト及び労務費等が上昇する中、賃上げ原資を確保するための価格転嫁や生産性向上が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府において、中小企業・小規模事業者に対して、最低賃金等の引上げに対応する、より一層の実効性のある支援策を講じるとともに、取引適正化等に向けた適切な価格転嫁対策についても更なる取組の強化を強く要望する。特に、労働集約的で人件費率の高い小売・飲食・サービス業などにおいては、販売価格の値上げにより販売減少が生じるなど価格転嫁が困難な状況にあること等から、そうした事業者に対する強力なサポートを求める。」との政府への要望が付記されました。

しかし、香川県自治体への最賃引上げのための補助の要請については、触れられていません。香川県においても、国の支援を利用して国の「業務改善助成金」を受けた業者へ、設備投資等にかかった費用の一部を県が補助する「かがわ賃上げ環境整備応援補助金」がありますが、独自の支援制度は有りません。しかし、全国の都道府県や市町では、独自の資金を使って中小零細企業の賃上げを支援する自治体が数多くあります。

香川県労連でも、香川県や県内市町への「県内中小・零細企業への最賃引上げに伴う直接支援の実施」を要望していきませんが、香川地方最低賃金審議会からも、政府への支援要請だけでなく、香川県内自治体に対する直接支援の要請を加えてください。

4. 審議会・専門部会の審議を原則どおり公開してください。

昨年は、香川地方最低賃金審議会・専門部会の答申額採決時の議事要旨は、審議の1日後には香川労働局HPに公開されました。しかし、今年は「意義申出」提出期限(8月20)の3日前でも公表されていない状況であり、決定過程は傍聴できた審議会・専門部会での提案額しか報告されず、提案額の算出根拠は伝えられていません。傍聴できない専門部会の二者協議などは、議事録・議事要旨も公開されていません。

そのため、審議内容の詳細は、審議会委員と労働局担当職員しか知ることができず、決定された改定額答申の決定過程で各委員からどのような意見が出され、どのように議論されたかは不明のままです。

最低賃金法第11条第1項には「都道府県労働局長は、前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。」と定めていますが、公示すべき「意見の要旨」を規定する厚生労働省令も一般には公開されていません。

このような状況で、提出する「意義申出書」に反映できる「意見の要旨」は、「改定答申額」と、審議会・専門部会の議事要旨に記載されている労働者側委員、使用者側委員、公益委員の「改定提案額」と「検討概要」しかありません。

香川地方最低賃金の決定の過程だけでなく、具体的な審議内容を広く一般に公開してこそ、最低賃金法第1条の「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と言う（目的）を達成することができるのではないのでしょうか。

香川県労連としては、審議会と公益・使用者・労働者委員が会する専門部会だけでなく、専門部会のすべての審議も全面公開し、香川地方最低賃金審議会の議論内容の全てを、広く一般に公開すること。人数制限を設ける傍聴だけでなく、広く一般の方が審議内容を確認できるように、全ての最低賃金に関わる審議会と専門部会の議事録を、できる限り早く、労働局 HP に公開することを、最後に求めさせていただきます。

以上。

【香川県の人口動態の推移】

香川県の人口動態の推移を表したのが「表－2 香川県人口動態の推移(令和元年～令和7年)」です。香川県の自然動態は、この5年間で8～9%の減少率を示していますが、社会増減(移動者数)でも、コロナ禍の2019年から2022年にかけて外国人労働者の国外移転が多く、人口を2～3千人減らしました。しかし、2022年以降は、社会動態により55～307人増えていきます。県外社会増減は2022年から減少が減り続け2027年は149人増加に転じています。

表－2 香川県人口動態の推移（令和元年～令和7年）

年 次	人口増減	人 口 増減率 (%)	自 然 動 態				社 会 動 態						
			自然増減	自 然 増減率 (%)	出生	死 亡	社会増減	社 会 増減率 (%)	転入	転出	県外 社会 増減	転入	転出
2019(R元)年	△6,030	△6.3	△5,491	△ 5.7	6,682	12,173	△539	△0.6	34,798	35,337	△774	22,026	22,800
2020(R2)年	△7,337	△7.7	△5,956	△ 6.3	6,255	12,211	△1,381	△1.5	30,625	32,006	△1,853	18,605	20,458
2021(R3)年	△9,022	△9.6	△6,053	△ 6.4	6,294	12,347	△2,969	△3.2	29,242	32,211	△3,285	17,668	20,953
2022(R4)年	△8,110	△8.7	△7,680	△ 8.2	5,884	13,564	△430	△0.5	33,645	34,075	△621	21,956	22,577
2023(R5)年	△8,227	△8.9	△8,282	△ 8.9	5,428	13,710	55	0.1	33,326	33,271	△165	21,884	22,049
2024(R6)年	△8,504	△9.3	△8,626	△ 9.4	5,175	13,801	122	0.1	32,692	32,570	△175	21,330	21,505
2025(R7)年	△8,137	△9.0	△8,444	△ 9.3	5,175	13,619	307	0.3	33,003	32,696	149	21,889	21,740

(注) ※ 外国人登録制度が改正された平成24年7月以降は、法務省通知により職権消除された外国人は県外への転出で集計。

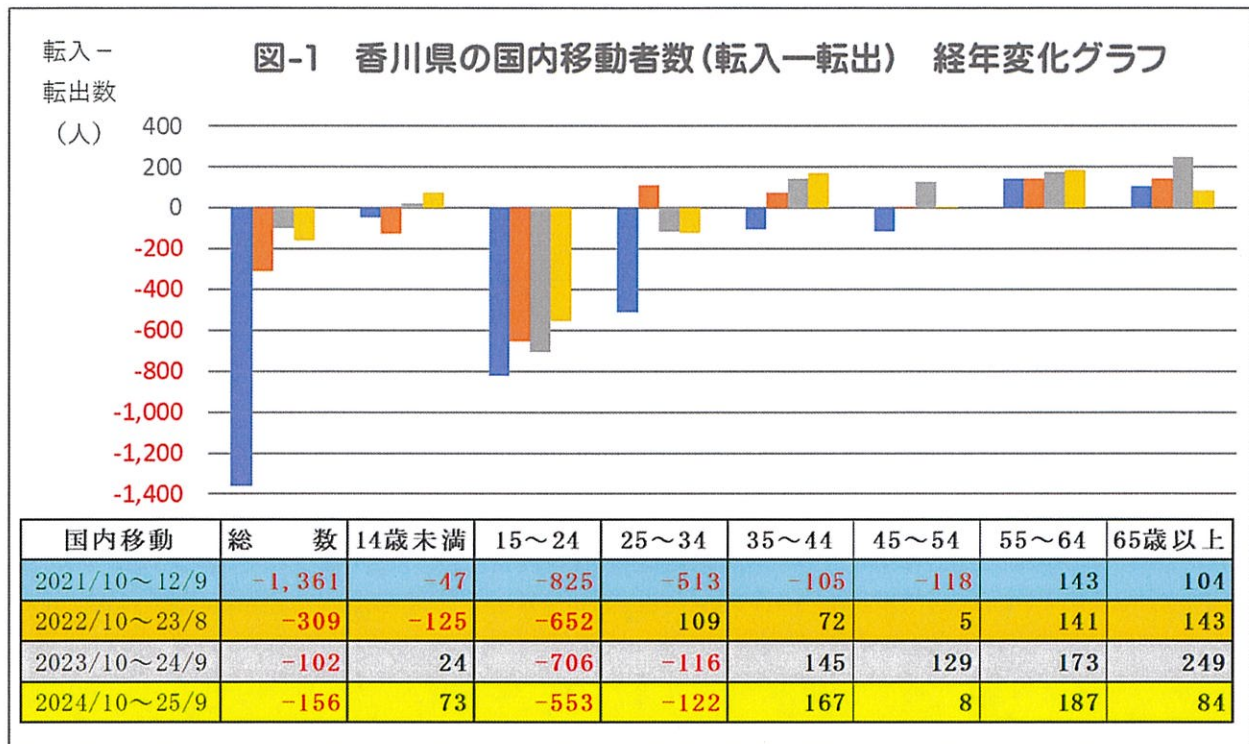
率は全て千分率(‰パーミル)で表記している。

※ 社会増減と県外社会増減について

社会増減は、県内の各市町から報告を受けた社会動態をそのまま合計したもので、他の都道府県との移動(県外移動)市町間の移動(県内移動)及び住所地不明分を含む総数である。県外社会増減は、社会増減のうち県外移動の総数。

なお、社会増減には外国人の移動者も含まれるため、外国人労働者と日本人を区別する必要があります。香川県の2021年(令和3年)10月～2025年(令和7年)9月の国内移動者数を年齢別に表したのが「図-1 香川県の国内移動者数(転入-転出)経年変化グラフ」です。

毎年の香川県の国内移動者数は、全体数と15～24歳台は減少が継続しています。しかし、35



～44歳台では、2022年10月以降に減少から増加に転じ、22年72人増、23年145人増、24年167人増となっています。この理由としては、県内の自治体や国が、中途採用枠の公務員数を増やしている効果だと思われます。また、55歳以上の転入数が増える傾向にありますが、自治体の転入移住者促進策による努力と思われます。

しかし、34歳以下では、転出者が多い状況が変わっていません。大学等への進学が大きい要因ですが、15～24歳台では転出数が減る傾向にあり、少子化の影響から進学者数が減っているからだと思われます。また、25～34歳台は2022年に転入者数が109人増加しましたが、2023年から転出者数が100人以上に増えています。これは賃金が高い地域への転出者が増加したためです。いずれにしても、香川県内の労働人口が減少している状況は、改善されていません。

一方で、香川県の国外移動者数を年齢別に表したのが、「表-2 香川県内の国外移動者数(転入-転出)経年変化グラフ」です。

毎年、香川県の労働人口が減る状況を補っているのが、外国人労働者であるのは明白です。しかし、2024年10月以降は海外からの転入者も減少傾向にあります。今後の外国人労働者の動向により、香川県内の労働力が左右されることは明白と言えます。

このように、香川県の労働力人口が減り続ける状況は変わっていません。

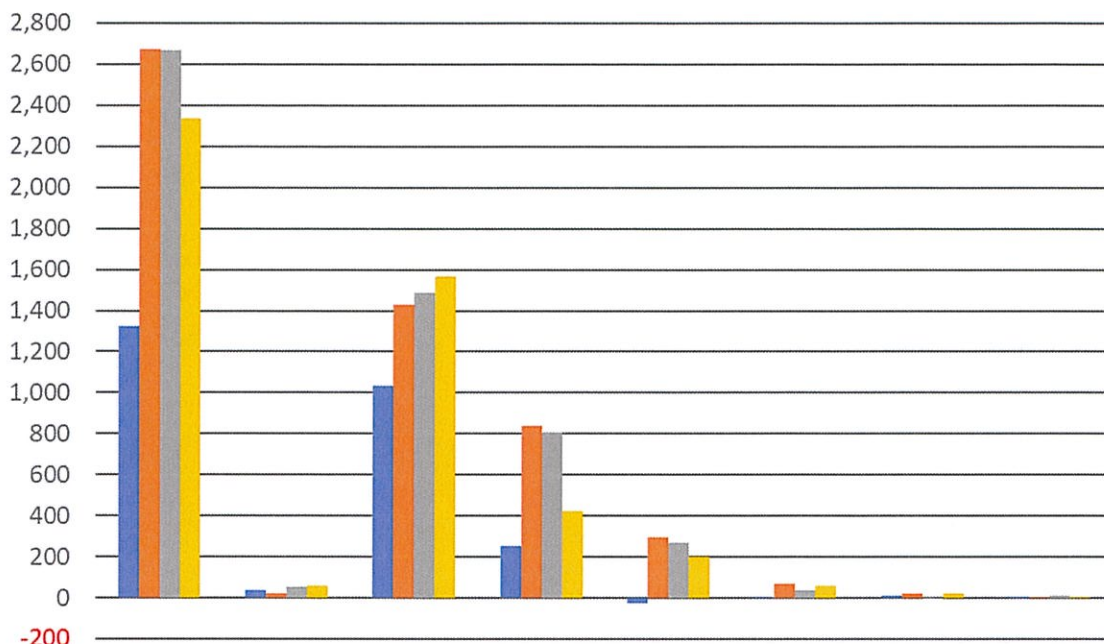
この状況を変えるには、

○短期的には香川県内の労働者人口を増やすための施策が必要です。

○長期的には、こどもの出生率を上げる施策が必要だと言えます。

転入－
転出数

図-2 香川県内の国外移動者数(転入－転出) 経年変化グラフ



国外移動	総 数	14歳未満	15～24	25～34	35～44	45～54	55～64	65歳以上
2021/10～12/9	1,322	39	1,032	253	23	3	12	6
2022/10～23/8	2,675	20	1,427	837	296	72	22	1
2023/10～24/9	2,667	51	1,486	809	272	37	-2	14
2024/10～25/9	2,336	60	1,566	422	203	60	21	4

2024年に熊本県菊陽町で外資系の大型半導体工場が稼働しましたが、工場労働者の大量確保のため、地域の実態賃金を大幅に上回る賃金を設定し、周辺のコンビニ労働者の時給も1900円まで上げないと労働者を確保できない状況が発生しました。労働者人口を増やすには、賃上げが最も効果的と言えます。

ただし、香川県内に賃金を上げられる大手企業を誘致しなくても、香川地域の労働者の転出数が多い年齢層の賃金を他地域より上げるような(最低賃金の地域間格差も縮める)対策が取れば、労働者の流出を抑制し流入者の増加も期待できるのではないかと考えています。

また、長期的な出生率の改善には、子どもを産み育てられる安定した収入の確保が必要です。

短期的にも長期的にも、香川県の労働者人口を確保するためには、香川県内の労働者賃金を、他地域を上回る程度に引上げることが必要ですが、他地域が同じことをしたら、賃金引上げの泥仕合にしかありません。

決論的には、どの世代でも、子どもを生み育てられる、地域間格差が無い、賃金設定が必要だと言えます。